

議案第 57 号

専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和 3 年 9 月 1 5 日提出

南小国町長 高橋 周



専第 8 号 令和 3 年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算
(第 1 号)

専第8号

専決処分書

令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正
予算書(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規
定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月30日

南小国町長 高橋 周



専第 8 号

令和 3 年度

南 小 国 町

特定地域生活排水処理事業特別会計予算書(第 1 号)

令和3年度南小国町の特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年7月30日専決

南小国町長 高 橋 周 二

歳入

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前額	今回補正額	合計
5. 繰入金		6,741	△800	5,941
	1. 他会計繰入金	6,741	△800	5,941
7. 町債		2,900	800	3,700
	1. 町債	2,900	800	3,700
歳入	合計	20,173	0	20,173

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 額	今 回 補 正 額	合 計
歳	出	20,173	0	20,173

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	1,100	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところにより据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	1,500	左に同じ	左に同じ	左に同じ
下水道事業債	1,000				1,400			
計	2,900				3,700			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前額	今回補正額	合計	備考
5. 繰入金	6,741	△800	5,941	
7. 町債	2,900	800	3,700	
歳入合計	20,173	0	20,173	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前額	今回補正額	合計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
歳出合計	20,173	0	20,173				

2 歳 入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前額	今回補正額	合 計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	6,741	△800	5,941	1. 一般会計繰入金	△800	
計	6,741	△800	5,941			

(款) 7. 町債

(項) 1. 町債

(単位: 千円)

目	補正前額	今回補正額	合計	節		説明
				区分	金額	
1. 下水道事業債	1,900	400	2,300	1. 下水道事業債	400	
2. 過疎対策事業債	1,000	400	1,400	1. 過疎対策事業債	400	
計	2,900	800	3,700			